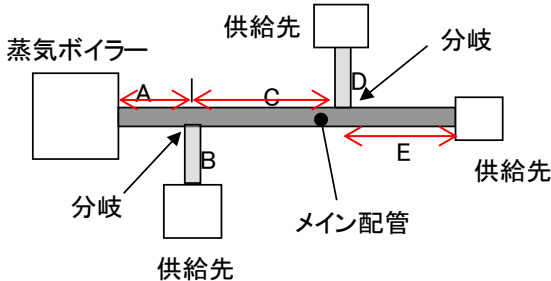


番号	評価項目No.	質問内容	回答
1	Ⅱ 調書 その6	生産設備用のコンプレッサーは工場全体のコンプレッサーと運転条件や仕様が異なるため、電動応用設備で評価してよいでしょうか。	調書その6(エアコンプレッサー)は特殊生産設備専用に限らず、全てのコンプレッサーが対象となるため、調書その6に記入してください。
2	Ⅱ 評価 ツール	エネルギー使用量総括表について ごみを燃料とし、ボイラーにて蒸気を発生させ、発生させた蒸気は、地域冷暖房に売却若しくは譲渡し、又は発電に利用して工場内で電力として使用している。 ①管理区分はどのように記載すればよいでしょうか。 ②エネルギー使用量は「燃料及び熱」と「電気」のどちらに記入するべきでしょうか。 ③エネルギー消費先区分はどれを選択すればよいでしょうか。	ごみを燃料としていますので、その設備はエネルギー使用量総括表に記載しないで結構です。ただし、変換後のエネルギー(電気、蒸気)を事業所内で使用している場合、その消費機器はエネルギー使用量総括表へ記入してください。
3	Ⅱ 評価 ツール	エネルギー使用量総括表の電気(MWh/年)の欄には、他人から供給された電気の使用量に太陽光発電量も加算した数字を入力すればよいでしょうか？	太陽光発電量のうち、自家消費している分については、他人から供給された電気の使用量に加算して入力して下さい。
4	Ⅱ 1b.1	定格エネルギー消費量が竣工図と現地の銘板で異なる場合、どちらを正として記入すればよいでしょうか。	原則、銘板としてください。また、機器完成図がある場合はそちらも参考にしてください。
5	Ⅱ 1a.3	「ボイラー回り」と「装置回り」の違いは何でしょうか。	「ボイラー回り」とは、ボイラー本体回りのことです。 「装置回り」とは、生産設備、空調機、厨房、ランドリー、滅菌室等で蒸気を使用している機器全てを含みます。
6	Ⅱ 1a.8	「同一系統内のメインの配管からの分岐の間隔の最も長いものが200m未満の場合」の解釈が分かり難いので補足をお願いします。 下図の場合では、A～Eのどれに該当しますか。	 メイン配管からの分岐の間隔であるため、ご質問の場合「A」、「C」及び「E」が「分岐の間隔」になります。 それらが全て200m未満であれば、「蒸気ボイラー無し」となります。
7	Ⅱ 1b.8	高効率熱源ポンプの導入について 「BS(British Standard)規格」に準拠(JIS相当)したモータは、高効率(IE2)モータと評価してよいでしょうか。また「高効率(IE2)モータ」と評価するのは、具体的にどのような数字が判定項目になりますか。	効率値が国際規格IEC60034-30及びJIS C 4034-30で規定されている効率クラスの数値を上回っていれば、高効率(IE2)モータの対策要件を満足しているとみなし、高効率(IE2)モータとして評価してください。プレミアム効率(IE3)モータも同様です。

番号	評価項目No.	質問内容	回答																				
8	Ⅱ 1b.14	熱交換器を塗料等で部分的に断熱している場合でも、「採用」となるでしょうか。	部分的な断熱では、適切な断熱効果が得られないため、「採用なし」となります。																				
9	Ⅱ 1e.1、1e.2	Ⅱ 1e.1「高効率エアコンプレッサーの導入」の項目の“複数台圧縮機制御”とⅡ 1e.2「エアコンプレッサーの台数制御の導入」の違いを教えてください。	Ⅱ 1e.1は、エアコンプレッサー1台の中に圧縮機が複数台あり、台数制御しているものを対象としております。 Ⅱ 1e.2は、エアコンプレッサー自体が複数台あり、台数制御しているものを対象としております。																				
10	Ⅱ 2a.11	比例制御する対象が熱媒体の場合と風量の場合がありますが、どちらの場合でも比例制御を導入と評価してよいでしょうか。 また、ファンコイルユニットではなく、制御回路によって前述の比例制御を実施している場合でも「採用」となるでしょうか。	比例制御する対象は熱媒体の場合のみ評価できます。 また、外付けの自動制御で比例制御を行なっている場合も「採用」となります。																				
11	Ⅱ 2b.4	非常照明も評価の対象に含まれますか。	非常照明は評価の対象に含まれません。																				
12	Ⅱ 2c.1	大便器の節水器具の導入について 設置してあるフラッシュバルブが8～13L/回に調整可能である場合は、大便器の洗浄流量に関係なく、「採用無し」となってしまいますか。	次に評価の例を示します。 <table><tr><td>大便器洗浄水量</td><td>13L</td><td>13L</td><td>10L</td><td>13L</td></tr><tr><td>フラッシュバルブ調整可能範囲</td><td>8～13Lの範囲で調整可能</td><td>8～13Lの範囲で調整可能</td><td>8～13Lの範囲で調整可能</td><td>最大10Lの範囲で調整可能</td></tr><tr><td>実際の水量</td><td>13L</td><td>10L</td><td>10L</td><td>10L</td></tr><tr><td>評価 (○：採用) (×：採用無し)</td><td>×</td><td>×</td><td>○</td><td>○</td></tr></table> ※表の左側から2つの目の例は実際の水量が10Lであるが、大便器の性能ではないこと、検証が不可能なこと等の理由により、「採用無し」となります。	大便器洗浄水量	13L	13L	10L	13L	フラッシュバルブ調整可能範囲	8～13Lの範囲で調整可能	8～13Lの範囲で調整可能	8～13Lの範囲で調整可能	最大10Lの範囲で調整可能	実際の水量	13L	10L	10L	10L	評価 (○：採用) (×：採用無し)	×	×	○	○
大便器洗浄水量	13L	13L	10L	13L																			
フラッシュバルブ調整可能範囲	8～13Lの範囲で調整可能	8～13Lの範囲で調整可能	8～13Lの範囲で調整可能	最大10Lの範囲で調整可能																			
実際の水量	13L	10L	10L	10L																			
評価 (○：採用) (×：採用無し)	×	×	○	○																			
13	Ⅱ 5b.3 (廃棄物)	モーターとファンの間にカップリングが入っている場合、モーター直結形ブロウとして、「採用」としてよいでしょうか。 また、モーターとファンの間にオメガドライブが入っている場合、モーター直結形ブロウとして、「採用」となるでしょうか。	モーターとファンの間にカップリングがある場合は、直結型と考え、「採用」として結構です。 また、モーターとファンの間にオメガドライブがある場合は、直結型ではないと考え、「採用無し」となります。																				
14	Ⅱ 5b.8 (廃棄物)	インバータではなくオメガクラッチにより回転数制御をしている場合、「採用」となるでしょうか。	認定ガイドラインに「インバータによる回転数制御」とありますので、オメガクラッチによる回転数制御は「採用」にはなりません。																				
15	Ⅲ 2a.2	部分的にスチームトラップの点検を実施している場合は、どのような評価になるでしょうか。 また、事業所にスチームトラップが全く無い場合の評価はどうなるでしょうか。	判断基準に記載のある通り、点検の頻度が、系統、設置箇所等により異なる場合は、最も短い周期(全体の10%未満のものを除く。)の頻度を選択してください。 また、スチームトラップが全く無い場合の評価は、「蒸気無し」を選択してください。																				
16	Ⅲ 2b.1	冷凍機のコンデンサ・エボパレータの清掃について メーカー以外の整備専門会社が、毎年清掃を実施した場合でも、メーカーの清掃と同様に「実施」となるでしょうか。	メーカー以外が清掃を実施した場合でも、清掃の頻度が5年以下であれば、「実施」としていただいて結構です。																				
17	Ⅲ 2b.1	燃焼機器の伝熱面の清掃・スケール除去について メーカー以外の整備専門会社が、毎年清掃及びスケール除去を実施した場合でも、メーカーの清掃と同様に「実施」となるでしょうか。	メーカー以外が清掃及びスケール除去を実施した場合でも、清掃・除去の頻度が5年以下であれば、「実施」としていただいて結構です。																				
18	Ⅲ 2b.1	Ⅲ 2a.1「蒸気ボイラーの点検・清掃」があるが、蒸気ボイラーはⅢ 2b.1の対象にもなるでしょうか。 また、コージェネレーションのガスタービン、吸収式冷温水発生器は燃焼機器となるでしょうか。	蒸気ボイラーはⅢ 2b.1の対象外となります。 また、コージェネレーションのガスタービンは対象外となります。 また、吸収式冷温水発生器は対象となります。																				

番号	評価項目No.	質問内容	回答
19	V 1.1	ゼロエミッション化へのロードマップですが、どのような内容が記載してあればよいのでしょうか。	事業所において、“いつまでに”、“どのような取組を実施”し、ゼロエミッションを達成するかが記載されていれば問題ありません。
20	V 1.1	事業所を所有する事業者において、ゼロエミッション化のロードマップを作成し、ホームページで公開しています。この場合、「策定・公表」を選択しても問題ないでしょうか。	本評価項目は、認定申請事業所におけるゼロエミッション化へのロードマップの策定を評価するものです。公開されているロードマップにおいて、当該事業所のゼロエミッション化へのロードマップが示されている場合は、「策定・公表」としていただいて結構です。
21	V 1.6	その他ガス削減量を算定していない場合、どのような書類を根拠書類とすれば良いのでしょうか。	地球温暖化対策計画書その7(第三期はその8)の「(4)各年度の削減義務履行状況 その他ガス削減量の義務充当量」で確認できますので、こちらの書類を根拠書類としてください。
22	V 2.1	浸水被害への対策における「地盤面」とは、どこのことでしょうか。	建築基準法で定められている、建築物が周囲の地面と接する位置の平均の高さにおける水平面のことです。
23	V 3.1	根拠書類として東京都環境局へ提出済みの建築物環境計画書を用いることは可能でしょうか。	可能です。ただし、建築物環境計画書を根拠書類とする場合は、竣工後のもの(建築物等工事完了届出書に記載した変更の内容が反映されたもの)を準備してください。